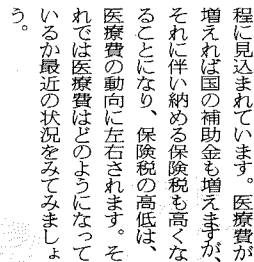


ことしの医療費と

保險稅



お医者さんにかかったことになり
ます。昭和51年度では、四月一日
より九%の医療費改訂があり、総
医療費七億二千九百万円、一人当
りで六万二一五八円、年平均五・
七回お医者さんにかかりました。
更に昭和52年度では、こうした経
過がさらに上昇し、総医療費が八

皆さんがお医者さんにかかったとき、その費用の3割を皆さんが医療機関の窓口へ支払い、のりの7割は大洗町国民健康保険が支払っています。この7割支払額は、国の補助金と皆さんから納めている保険料で主にまかなわれています。国民健康保険制度

項目	金額
5年間でした	これを年間の被保険者数で計算すると、皆さんは年五・五回お医者さんにかかったこととなります。この年は三三・五%の医療費改訂がありました。昭和50年度ではこの医療費が六億二千五百万円、一人当りで五万二〇
千五百円となり、年間平均五・六回	

皆さんにかかることが予想されています。ここの医療費を49年度と比較すると、何んと51%の増となつています。このような理由から、52年度は保険料を平均44%程度引上げなければなりません。しかし大巾な引上げは皆さんの負担が非常に大きすぎるという配慮な

年度	医療費 (万円)	国補助金 (万円)	保険税 (万円)
49	4.5	2.2	1.2
50	5.3	2.5	1.3
51	6.2	3.0	1.7
52	7.2	3.2	2.1



大久保 景明



海も田畑も街内も急に活気付いたように感じられます。私事去る四月一日付をもって大洗町収入役を拜命いたしました。

地方自治体の財政事情は全国的に窮迫し警鐘がならされておる時期でございます。

皆様方の御指導と御協力をいた

終戦後から今迄永い間私は、町の一般職員として皆様方のご指導とご協力をいただけてきました。あまりに微力なので省みてよく、誘掖を賜わりたくお願いいたします。ものがあります、その間、税務課、保険課、住民課、総務課、

会長に 伊 沢 弘 氏
副会長に海老沢・大貫両氏決まる!!

昭和五十二年大洗町青少年相談員連絡協議会総会は、去る四月二十八日町役場で開催されました。総会に先立ち昭和五十二年の青少年相談員委嘱辞令交付があり、昨年度に引き続き十八名全員の方々が再委嘱されました。

委嘱者である加藤町長と富田義大洗警察官幹部派出所長より、地域の特長性により青少年補導活動の重要性や今後の活動に対する期待など、激励のあいさつがありました。

役員選出では、高柳 清前会長の後任に、伊沢 弘氏(磯浜町)、副会長に海老沢 好氏(大貫町)、大貫 寛彦氏(神山町)が選出され、今後の活躍が期待されます。

伊沢新会長は、「昭和五十二年度も青少年相談員が一体となり、激増しつつある諸般の青少年問題に対し、微力ながらも全力を傾注していきたい。」と、その抱負を述べていますが、町民のみならず、ま方のご指導とご協力をお願い申し上げます。

納税奨励金と

前納奨励金について!!

住みよい社会、町づくり、国づくりをするための資金となるのは税金です。日頃から、納税のことには町民の皆さまの深い御理解と御協力をいただき深く感謝いたしております。

「納稅獎勵金」

うに計算して交付されるかにいって述べます。この奨励金は納税奨励金とはどんなときどの期間までに完納した町税納税総額に対し百分の二・五に相当する金額と町税納付書数に応じ一通通につき十円を納税奨励金として取扱った納税組合に対してするものです。

金が交付されます。

納税組合未加入の方は、既設の納税組合の方と話し合つてその組合員となり、この制度の恩恵を受け、

納期前に係る月数乗じて得た額の奨励金をその納税者に交付することになっています。これを算式で表わすと、

は町長に届け出ることにしています。

税目によって納期がそれぞれ決
められていますので、固定資産税

前納奨励金

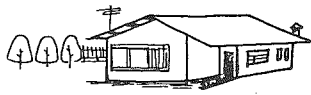
① 自分で役場まで税金を納めに行く手数がはばけます。
② 納期をお忘れになることがあります。
③ 納税組合に対して前記の奨励

町民税、固定資産税、都市計画税、などの納税者が、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には納期前に納付した税額の百分の二に、

納税者は、納税奨励金（納税組合に交付する奨励金）の計算をする対象者から除かれます。

なお、詳しいことは役場税務課へお問い合せください。

労信協
融資制度
のご案内



も引き続き勤務しようとする方です。

二、優遇制度の特点について

(一)労協協の保証を受けた住宅資金貸付について一パーセントの利率相当額が補助されます。

(二)目的預金をしたときは、金利の引下げの特点があります。目的預金とは一〇万円以上の定期預金、または一〇万円以上のスピード預金といえます。

融 資 制 度 內 容

資金の内容	融 資 の 限 度	貸 付 利 率	返 済 方 法	そ の 他																
1.生活資金 (無担保)	3万円以上40万円まで。 (1万きざみ)	年利率 10・8%	月賦返済 11回払・23回払	●11回払は貸付金額の 1/11 ●23回払は貸付金額の 1/23																
2.育英資金 (無担保)	子弟1人につき 10万円以上40万円まで。 (10万きざみ、最高80万円まで。	年利率 7・68%	在学期間中は、元金据置、利息のみ6月・12月に払込む。 卒業後5年以内の月賦返済。	貸付は退職金の範囲内とし、退職金が不足する場合は、不動産担保を要する。																
3.住宅資金 (有担保)	50万円以上1000万円まで。 (10万きざみ) (担し、担保物件 評価額の80%以内)	年利率 10年返済の時 9・12% 18年返済の時 9・72%	10年・18年の 月賦返済、または、ボーナス併用返済。	毎月の返済 (貸付金額100万円の場合) <table><tr><th>方法</th><th>月 賦 返 済</th><th>返 還</th><th>ボーナス併用 返 済</th></tr><tr><th>期間</th><th>毎 月</th><th>毎 月</th><th>ボ ー ナ ス 時</th></tr><tr><td>10年</td><td>円 12,800</td><td>円 7,900</td><td>円 30,000</td></tr><tr><td>18年</td><td>円 9,900</td><td>円 4,900</td><td>円 40,000</td></tr></table>	方法	月 賦 返 済	返 還	ボーナス併用 返 済	期間	毎 月	毎 月	ボ ー ナ ス 時	10年	円 12,800	円 7,900	円 30,000	18年	円 9,900	円 4,900	円 40,000
方法	月 賦 返 済	返 還	ボーナス併用 返 済																	
期間	毎 月	毎 月	ボ ー ナ ス 時																	
10年	円 12,800	円 7,900	円 30,000																	
18年	円 9,900	円 4,900	円 40,000																	

〔国税関係〕

〃にせ税務署員にご注意〃

最近、各地で税務署員であるかのように思わせ、又は税務署が推奨しているような話しぶりで税務関係の出版物を販売している事例が発生しています。

税務署では、戸別訪問によって出版物を販売することはありませぬのでご注意ください。

また、税の申告内容などについて、にせ税務署員による電話での照会も発生していますので不審な者が来たり、電話があつたときは税務署の総務課へ御連絡ください。

水戸税務署
〇二九二二一四二二一

納 期	納付したとき 三月二五日までに四期分を	四期分を納付したとき 七月末日までに三期、	四期分を納付したとき 四月末日までに二期、三期
1 期 4 $\frac{1}{2}$ ～4 $\frac{3}{4}$			
2 $\frac{1}{2}$ 期 4 $\frac{1}{2}$ ～4 $\frac{3}{4}$	／	／	3 ヲ月
3 期 3 $\frac{1}{2}$ ～4 $\frac{1}{2}$	／	5 ヲ月	8 ヲ月
4 $\frac{1}{2}$ 期 2 $\frac{1}{2}$ ～4 $\frac{1}{2}$	2 ヲ月	7 ヲ月	10 ヲ月
合 計	2 ヲ月	12 ヲ月	21 ヲ月

納付した日から数えて1ヵ月末満の端数がある場合は、14日以下は切り捨て、15日以上は1ヵ月とします。

保健センターだより センターの事業と胃の集団検診

くわしいことは、その都度回らん等によってお知らせいたしますが、わからないことは、保健センターにお問い合わせ下さい。TEL (6) 1010・0953

大洗町保健センターの事業

昨年五月に町民望望の保健センターがオープンしましたが町民はもとより医療機関はじめ関係者の協力により各種の事業を進めることができ、本年度も町民の健康増進のなめとして関係者の皆さんのご理解のもとに次のような事業を行うことになりましたのでぜひご気軽に利用下さいませうお知らせいたします。

胃の集団検診

町では、町民に対する疾病予防対策の一環として、毎年茨城県対がん協会の協力により胃の集団検診を行っておりますが、今年も次の日程で行います。これは胃の総合的な検査で、胃がんの前ぶれをはじめ胃がけいよう、胃炎など三つぐらのうたがいができますから、

七月十九日(火)	漁協魚市場 午前六時七時
七月二十日(水)	保健センター 午前六時七時
七月二十一日(木)	青年研修所 午前六時七時
七月二十二日(金)	農協倉庫前 午前六時七時

※終了時間 午前九時

●母子保健教室

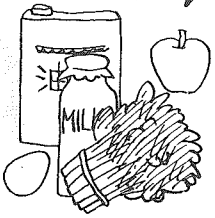
年3回
(6月、10月、1月)
妊産婦



- 成人病及び一般健康相談
毎月第2水曜日、成人病患者及び一般住民
- 循環器検診 年1回(9月)
30才～64才の一般住民
- 胃の検診 年1回(7月)
30才～64才の一般住民
- 婦人科がん検診 年1回(9月)
35才以上の主婦及び婦人層

●食生活改善教室

随時
成人病患者及び一般住民(特に婦人層)



●その他の衛生教育

随時
農協婦人部 地区単位婦人部
漁協婦人部 老人会等



●保健婦活動

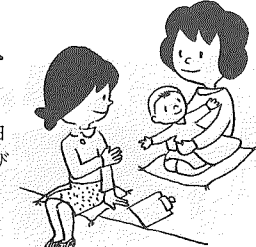


●家庭訪問

年間
全住民

●母子相談

毎週月曜日
妊産婦及び乳幼児



●乳児検診

毎月第1、3木曜日(4月～3月) 生後1年以内の乳児

●3才児検診

年4回(7月、11月、2月、3月) 満3才児



食中毒を防ごう！

保健婦だより

毎年、六月から十月にかけて多発するのが食中毒です。この食中毒を原因により大別すると、次の二種類に分けることが出来ます。細菌性食中毒 細菌が増えることによっておこる食中毒で、全体の8～9割を占めています。化学性食中毒 農薬、水銀、その他の化学物質による食中毒や、フグ、毒キノコなどが原因となる自然毒による食中毒です。食中毒が起ると新聞、テレビなどの報道機関がこれを取り上げ、私たちの関心を引き起します。が、私たちの身の回りではこの様に表面化しない食中毒も意外に多く、特に家庭などで起すものは統計などにも表われない傾向があり、実際には相当な件数が発生しているものと思われまふ。

また最近、学校や会社などの給食施設が多くなり、加工、保存食品の増加、家庭での冷蔵庫使用、旅行外食の増加等、私たちの食生活も変化してきていますので、食中毒の危険性は少しも減っておりません。皆さんも充分注意をし、食中毒から身を守るようにいたしましょう。

。食中毒はなぜ起るのか

もともと頻りに起るのが細菌性の食中毒です。大量の菌とか、その菌が出す毒素により中毒症状が起るのであって、少量の菌が口から消化器内に入っただけでは症状は起りません。食物中で菌が増えるというステップが食中毒の特徴で、腐敗、変質をしてくるも食中毒を起すだけの菌量になっていると起ります。

。症状

感染型の食中毒は発熱、嘔吐、吐き気、腹痛、下痢等の急性胃腸炎。小児では発熱、嘔吐、けいれん、意識こんだく、大量の下痢と血便等大人よりも症状の現れ方が強く出ます。

毒素型の食中毒は、発病の現れ方が感染型より平均三時間位短いのが特徴で平熱で終始し、これに嘔吐、腹痛、下痢、神経麻痺が出てくる死に至る高いおそろしい食中毒です。

。予防のポイント

1、あふないものは食べない。
☆作って何日もたつた生菓子や野菜サラダ。
☆古くなった折詰弁当。
☆鮮度の悪い魚介類の生食。
☆古くなった卵。
☆素人料理のフグや名前のわからないきのこ。

このようなものは、いさぎよく捨てましょう。健康とひきかえにはできません。

2、予防の原則を守ろう。

。清潔

☆清潔な店で新鮮な材料を。
☆調理の前の手洗い励行。
☆食器、まな板などは熱湯や日光で消毒し、使用後は乾燥させる事。

☆ふきんは、よく洗って乾かしたものを何枚も用意しておく。
尚、サラシ粉に浸すと殺菌と漂白の効果がある。

☆指に傷やおできのある人は指サックをつけて調理する。
☆食品がネズミやハエ、ゴキブリに汚染されないように。

。迅速

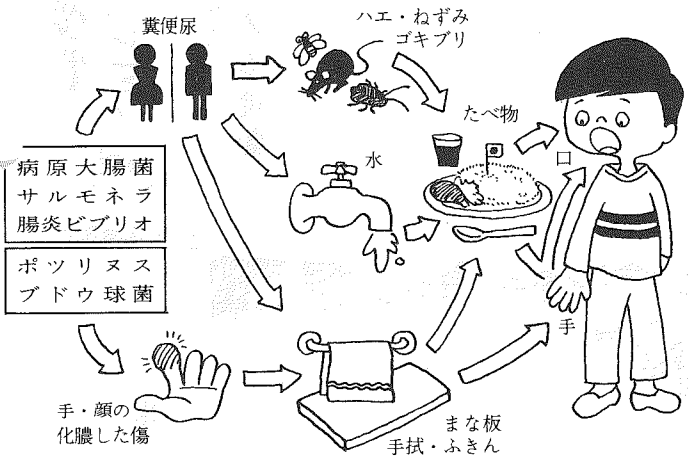
☆標示してある製造月日に注意し。

。おわりに

食中毒と赤痢などの伝染病と区別つかないものもあり、サシ粉に浸すと殺菌と漂白の効果がある。受けて下さい。だんだん暑くなって来ると、消化器の機能も低下し食慾が減退し、とく疲労しがちになります。

食生活には細心の注意を払うよう主婦のみなさんは心がけて下さい。

●原因 食べものから起る病気のうつり方



ハマグリ・ヒラガイの資源保護にご協力を！

〔採捕するなら 守ろう三原則〕

- 殻長3センチメートル以下の稚貝や肩巾20センチメートル以上の道具を使用して採捕しない。
- 一人当りの採捕量は5キログラム以内です。
- 保護水面(大洗町成田地先)での採捕はしない。



《町民のみなさまへ》

ハマグリ、ヒラガイの資源保護に当り、漁業者については産卵期である4月15日から7月14日までの期間は、規則(茨城県海面漁業調整規則)により、貝まき漁業を禁止し、資源保護を図っておりますので、以上の点をご理解のうえ、町民のみなさまのご協力をお願い致します。

※注意!!

- 保護者は子供から目をはなさないで下さい。
- 海岸に車を乗り入れないで下さい。
- 危険な海辺には近らないで下さい。